



重要事項説明書 [2023.9版]

(ご契約にあたってご了承いただきたいこと)

この重要事項説明書は、ご契約に関する重要事項を記載したもの。必ずお読みいただき、ご了承の上お申し込みください。不明な点はご加入の生協にお問い合わせください。なお、契約内容のすべてを記載したものではありません。共済金のお支払いや契約後の取扱事項等の詳細は、ホームページに掲載する「ご契約のしおり」を必ずご確認ください(ジュニアコースにご加入の方には、省資源の取組みとしてホームページ上でのご確認を推奨しています)。契約発効後に冊子の送付をご希望の場合は、ご加入の生協にお問い合わせください。

I. 【契約概要】ご契約に際し、特にご確認いただきたい事項を記載しています。

1. 商品のしくみ

①特徴

CO・OP共済は、組合員の共済を図ることを目的に、生協法に基づき日本コープ共済生活協同組合連合会(以下、当会)が厚生労働省の認可を得て行う事業です。ご利用にあたっては、生協の組合員になっていただく必要があります。(⇒「③契約者または被共済者の範囲」参照)。

「たすけあい」の契約では、それぞれ該当の共済事業規約・細則の内容が契約内容となります。

ジュニアコース:こども共済事業規約・細則
その他のコース:生命共済事業規約・細則、
住宅災害共済事業規約・細則

各共済事業規約・細則および各共済事業規約・細則の内容を要約した「ご契約のしおり」は、ホームページでご覧いただけます。

<https://coopkyosai.coop/kiyaku/index/>

*ご加入の生協によっては、その生協の加盟する連合会と当会の共同引受になります。

②保障期間等

「たすけあい」の共済期間は1年ですが、解約等のお申し出がない限り、ジュニアコースは満30歳の満期日、その他のコースは満65歳の満期日まで自動的に契約を更新します。

【ジュニアコースの契約の例(発効時年齢10歳)】

発効日	満期日	保障終了日
2023年9月27日	2024年9月30日	2043年9月30日
(10歳)	(11歳)	(30歳*)

共済期間(掛金払込期間)	1年*	→
以後1年ごとに契約を更新し、満30歳*3		
となって初めてを迎える満期日まで継続できます。		
掛金払込方法:月払		
掛金払込経路:口座振替*		

*1 発効日が月の1日でない場合は、発効応当日(発効日の1年後にある日)の属する月の末日が満期日となります。

*2 ご加入の生協により、口座振替以外の払込経路を利用できる場合があります。

*3 ジュニアコース以外の場合は65歳

*掛金額、加入できる年齢、保障内容、付加できる特約については【保障表】、満期時の手続き、満期金、解約返戻金等については【契約意向確認書】をご覧ください。

II. 【注意喚起情報】ご契約に際し、特にご注意いただきたい事項や不利益になる事項を記載しています。

1. 契約申込の撤回(クーリングオフ)

新規の申し込みの場合、申込日から10営業日以内であれば、書面または電磁的記録により申し込みを撤回できます。

*電磁的記録による場合は、ホームページの受付フォームよりお申し出ください。

2. 健康状態等の告知義務

契約者や被共済者には、健康状態等について正しく告知していただく義務(告知義務)があります。加入申込書等であたずねする事項は、契約のお引受けを決めるための重要な事項ですので、実事を正確に告知してください。実事を告知しなかったり、実事と違うことを告知した場合、告知義務違反により契約を解除し、共済金をお支払いしないことがあります。共済募集人に口頭で伝えても告知したことになりませんのでご注意ください。

3. 契約の成立と発効および保障の開始

契約引受団体が契約の申し込みを審査・承諾し、初回掛金が振り替えられた場合、契約は申込日に成立したものとみなし、申し込みの種類ごとに次のとおり効力が発生します。

新規および更改(保障内容等の変更)の申し込み	初回掛金振替日の翌日午前0時に契約が発効し、発効日から保障が開始します。
先進医療特約の中途付帯	特約付帯後の契約に対する初回掛金振替日の翌日午前0時に付帯の効力が発生します。

*事故(ケガ)または住宅災害に関する共済金は、新規の申し込みの場合または更改等により新たに保障が追加となる場合に限り、申込日の翌日以降に発生する事故(ケガ)または住宅災害によるものから保障の対象となります。

*新規の申し込みと生協加入の申し込みを同時に進行する場合(初回掛金とあわせて生協出資金を振り替える場合)、1回目の請求で振替ができな

③契約者または被共済者の範囲

契約者または被共済者になることができるるのは、次の範囲の方に限ります。

契約者	生協の組合員または組合員と同一世帯の方
被共済者	発効日において、次のア.イ.をいずれも満たす方 ア. 契約者本人、契約者の配偶者、契約者またはその配偶者と生計を共にする2親等以内の親族(子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹)のいずれかの方 イ. 各コースの加入できる年齢の方

④加入限度

1人の被共済者につき、次のア.イ.の範囲で加入できます。

ア.《たすけあい》は、1契約のみ加入できます。
イ.他のCO・OP共済の契約と合わせて次の範囲まで加入できます。

入院共済金額*	《たすけあい》《あいぱらす》《ずっとあい》終身医療を合わせて日額23,000円が限度
死亡・重度障害共済金額	(発効時年齢が満15歳未満の方のみ)《たすけあい》および《学生総合共済》の事故死亡を含めた共済金額と《ずっとあい》終身生命を合わせて1,000万円が限度

*4 《あいぱらす》がん入院共済金は含みません。

⑤割戻金

決算後に剩余金が生じた場合、割戻金の割り当てを行い、共済事業細則に定める方法にてお支払いします。

2. 共済金の受取人

- ①共済金の受取人は契約者*5です。
- ②ただし、契約者と被共済者が同一である場合の死亡共済金の受取人は次のとおりです。

第1順位:①契約者の配偶者 第2順位以下:次の②~⑤の順

契約者と	同居している	②契約者の親族/③契約者の配偶者の親族
	同居していない	④契約者の親族/⑤契約者の配偶者の親族

*5 親族の範囲および順位は「子→父母→孫→祖父母→兄弟姉妹」です。

③上記の①②に関わらず、契約者は死亡共済金の受取人を事前に指定または変更することができます。

*5 契約者の意思が確認できない状態となったときに共済金の請求手続きを代理で行う指定代理請求人を、事前に指定または変更することができます。

III. 【注意喚起情報】ご契約に際し、特にご注意いただきたい事項や不利益になる事項を記載しています。

1. 契約申込の撤回(クーリングオフ)

新規の申し込みの場合、申込日から10営業日以内であれば、書面または電磁的記録により申し込みを撤回できます。

*電磁的記録による場合は、ホームページの受付フォームよりお申し出ください。

2. 健康状態等の告知義務

契約者や被共済者には、健康状態等について正しく告知していただく義務(告知義務)があります。加入申込書等であたずねする事項は、契約のお引受けを決めるための重要な事項ですので、実事を正確に告知してください。実事を告知しなかったり、実事と違うことを告知した場合、告知義務違反により契約を解除し、共済金をお支払いしないことがあります。

3. 契約の成立と発効および保障の開始

契約引受団体が契約の申し込みを審査・承諾し、初回掛金が振り替えられた場合、契約は申込日に成立したものとみなし、申し込みの種類ごとに次のとおり効力が発生します。

新規および更改(保障内容等の変更)の申し込み	初回掛金振替日の翌日午前0時に契約が発効し、発効日から保障が開始します。
先進医療特約の中途付帯	特約付帯後の契約に対する初回掛金振替日の翌日午前0時に付帯の効力が発生します。

*事故(ケガ)または住宅災害に関する共済金は、新規の申し込みの場合または更改等により新たに保障が追加となる場合に限り、申込日の翌日以降に発生する事故(ケガ)または住宅災害によるものから保障の対象となります。

*新規の申し込みと生協加入の申し込みを同時に進行する場合(初回掛金とあわせて生協出資金を振り替える場合)、1回目の請求で振替ができな

されるおそれがある場合/契約者、被共済者または共済金受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められる場合/契約者、被共済者または共済金受取人が、契約引受団体の信頼を損ない、この契約の存続を困難とする重大な事由がある場合 等

●契約が失効した場合

掛金の払い込みがなされず契約が失効した場合

●契約が取消した場合

契約の申し込みにあたり、詐欺または強迫の行為があり、契約が取消した場合

●共済事由の発生が次の表の原因による場合

すべての共済金(共通)	契約者、被共済者または共済金受取人の故意/被共済者の犯罪行為 等
事故を原因とする死亡・重度障害・後遺障害の共済金(扶養者の保障を含む)	申込日以前に発生した事故/契約者または被共済者の重大な過失/無資格・酒気帯び運転/精神障がい/泥酔/他覚症状のないむち打ち症/腰痛/背痛/病気に起因して生じた事故/指定職業*の就業に伴う原因等
入院・通院・手術・先進医療に係る共済金	申込日以前に発生した事故/契約者または被共済者の重大な過失/薬物依存/無資格・酒気帯び運転/他覚症状のないむち打ち症/腰痛/背痛/病気に起因して生じた事故/指定職業*の就業に伴う原因/(以下、先進医療のみ)精神障がい/泥酔 等
家族死亡・家族重度障害共済金および親扶養者死亡・親扶養者重度障害共済金	契約者、被共済者または共済金受取人の重大な過失/申込日以前の傷病で申込日から180日(ジュニアコースは1年)以内の死亡または重度障がい 等
住宅災害共済金	契約者または被共済者の重大な過失/紛失、盗難/戦争・その他変乱/地震、津波、噴火に伴う原因により発生した被害 等

*格闘家・軽業者等、テストドライバー等、競馬・競輪等の職業競技者、海外派遣中の国際平和協力隊員等を指します。

6. 共済金を削減する主な場合

共済金をお支払いする場合で、次に該当するときは、共済金を削減して

お支払いします。

申込日以前に発病した病気による、申込日から1年内の入院・手術・先進医療に係る共済金	申込日から90日以内は共済金額の30%、91日~180日以内は50%、181日~1年内は70%の支払い
申込日以前に発病した病気または受傷したケガによる、申込日から1年内の死亡・重度障害共済金	共済金額の20%または10万円のいずれか大きい額の支払い

7. 解約と解約返戻金

契約者はいつでも将来に向かって契約を解約できます。ただし、解約返戻金はありません。

8. 契約の自動更新

共済期間は1年ですが、コースごとに定めた保障期間中は、お申し出がない限り自動的に契約を更新します。なお、更新日(満期日の翌日)における該当の共済事業規約・細則の内容が契約内容となります(更新により契約内容が変更となる場合があります)。

9. その他ご注意いただきたいこと

- ①重要なご案内ができないおそれがありますので、契約者の住所変更は必ずご加入の生協にご連絡ください。
- ②結婚や独立等により、契約者と組合員または被共済者が別生計となる場合、契約継続のためには手続きが必要となります。
- ③契約の更新が不適当と認められる場合、契約は更新できません。
- ④契約が解除または取消した場合、すでに払い込まれた掛金は返還しません。
- ⑤入院・通院期間中に契約を変更し、共済金額に増減がある場合、変更後の入院・通院期間については、変更前と変更後のいずれか少ない共済金額でお支払いします。
- ⑥加入コースまたは加入商品を変更した場合でも、1回の入院・通院の支払限度日数は、変更前の契約における入院・通院の日数を通算します。

個人賠償責任保険(臨時費用

■保障の重複

保障内容が同様の個人賠償責任保険(賠償責任保険以外の保険契約にセットされる特約を含みます。)が他にある場合、保障が重複することがあります。保障内容の差異や保険金額、契約の要否をご確認のうえ、ご加入ください。

(注)保障重複の解消のために、特約の削除や保険の解約をされる場合、残した契約を解約されたり、家族状況が変化(同居から別居への変更等)することにより、保障がなくなったり、保障対象者の範囲が変わることがありますのでご注意ください。

〈保障が重複する可能性のある主な特約〉

火災保険や傷害保険などの日常生活賠償特約、個人賠償責任特約など

6.引受保険会社破綻時等の取扱い

各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負い、いずれかの引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。詳細はご契約のしおりをご参照ください。

※個人賠償責任保険は、全国の組合員の皆様が多数ご加入されており、団体契約として健全な制度運営が求められています。万一、契約の更新が不適当と認められる場合、契約の更新はできませんのでご了承ください。

CO・OP共済 個人情報の取り扱いについて

〈利用目的〉皆様からご提供いただいた個人情報を以下の目的で利用させていただきます。①各種共済契約のお引き受け、維持管理、共済金のお支払②CO・OP共済商品・サービスのご案内・提供③ご加入の生協の共済事業、利用事業、店舗事業、宅配事業、福祉事業等の運営や商品、サービスのご案内・提供④業務品質向上のための取組み⑤弊会が契約者となる団体保険のご案内や契約手続き⑥会員生協の構成員である組合員の生活の共済を図る事業、生活の改善および文化の向上を図る企画などについての調査、推進、ご案内など⑦弊会が関係する共済・保険事業、生活協同組合の事業・サービスに関する調査、イベントのご案内など⑧その他共同利用者が実施する事業の運営や各種商品、各種サービスのご案内・提供⑨弊会ウェブサイトに入力いただいた個人情報や、ウェブサイトの閲覧履歴やアクセス状況の情報等の分析に基づく、サイト利用者の関心に応じた各種共済商品・サービスに関する広告等および弊会ウェブサイトのサービス改善等⑩その他、上記に関連・付随する業務、並びにお取引等を適切かつ円滑に履行するための業務

〈第三者への提供〉個人情報保護法に定める場合に加えて、ご本人が同意されている次の場合に個人データを第三者に提供することがあります。①再保険のために再保険会社に提供する場合②学生生活の支援のた

ご加入内容の確認事項

以下の確認事項は、今回お申し込みいただく保障がご希望に沿った内容になっていること、加入依頼書の内容が正しく記載されていることを確認するためのものです。「重要事項説明書」やパンフレットを参照しながら、加入依頼書に記入された内容を再度ご確認ください。

【ご確認いただきたい事項】

- ①申込内容が以下の点でご意向に合致していること
 - 保障内容(保険金をお支払いする場合、保険金をお支払いできない場合等)
 - 契約金額(保険金額)
 - 加入期間(保障開始日)
 - 被保険者(保障の対象となる方)の範囲
 - ②加入依頼書の記載内容に誤りがないこと
 - ③重要事項説明書の内容にご不明な点がないこと
- なお、個人賠償責任保険の一般社団法人日本損害保険協会の苦情・ご相談のお問い合わせ先(指定紛争解決機関)は、ご契約のしおりをご参照ください。

めに、加入者が所属する大学に、弊会が保有するCO・OP共済等の加入状況・共済金の支払い状況等を大学生協を経由して提供する場合③次の親族等から共済契約の照会を受け回答のために提供する場合・契約者の配偶者または同居の2親等以内の親族・被共済者またはその配偶者

〈共同利用〉弊会の会員生協および子会社、その生協が所属する連合会、それらの団体の子会社・関連会社等と、個人データを共同利用することができます。詳細は弊会のホームページをご覧ください。

日本コープ共済生活協同組合連合会 : <https://coopkyosai.coop>

個人賠償責任保険 個人情報の取り扱いについて

本保険契約に関する個人情報は、コープ共済連が事務手続き等のために利用するほか、共栄火災が引受けの審査、本契約の履行、共栄火災および共栄火災のグループ会社が保険商品・各種サービスの案内・提供等のために利用することができます。また、上記利用目的の範囲内において、業務委託先、医療機関、一般社団法人日本損害保険協会、他の損害保険会社、再保険会社等に提供することができます。詳しくは、共栄火災のホームページ(<https://www.kyoeikasai.co.jp/contents/privacy.html>)をご覧ください。ご加入の前にこれらの個人情報の取り扱いに同意の上お申し込みください。

CO・OP共済「ご意見・ご要望」の窓口 ☎0120-497-350 月～金 9:00～17:00 土曜、日曜、祝日、年末年始は休業

皆様からのご意見・ご要望や、苦情を承る窓口として、フリーダイヤルを開設しています。また、ホームページでも受け付けしております。<https://coopkyosai.coop>